

土木工事等による埋蔵文化財包蔵地の発掘について

1. 調査の方法

- 発掘調査 住宅建設や一般の土木工事、3m以上の盛土等に際して行います。
基本的には、事前の小規模な調査を行った上で、遺構が工事によって支障のある場合、その範囲を本格的に調査します。
- 立会調査 ガス、水道、電気等の小規模な工事に際して行います。幅1m未満の掘削などが対象です。
- 慎重工事 すでに削平等を受けて、遺構等が明らかに無いものや、盛土内における基礎工事、基礎掘削をしない増改築に際しては、慎重な工事を願います。

2. 届出等の添付書類

工事の種類	建	築	土	木
位置図				
工事内容を 示す図	配置図又は計画平面図 基礎断面図及び基礎伏図 給排水図・浄化槽位置図		計画平面図 断面図及び横断面図 切土、盛土の有無	

添付書類は、原則としてすべてA4サイズでお願いします。また、提出部数は2部としすべての書類を添付してください。

なお、発掘届出書の書式は大阪府下共通ですので、他市町村教育委員会のものを使用することも可能です。

3. その他

遺跡の範囲確認については、必ず富田林市教育委員会文化財課に設置してある遺跡分布図で確認してください。ただし、やむを得ず問い合わせにて確認するときは、必ずFAXにて位置図を送付してください。

分譲住宅等の工事に伴い開発者名で発掘届出書を申請した物件については、後日購入者の個人名で建築確認書を提出する場合は、再度個人名で発掘届出書を提出してください。

発掘届出書を提出していただいたものについては、大阪府教育委員会から調査内容についての通知書が届きますので、富田林市教育委員会から代理者に書類を送付させていただきます。

《提出先・連絡先》

〒 584 - 8511

富田林市常盤町1番1号

富田林市教育委員会生涯学習部文化財課

電話 0721 - 25 - 1000 内線507

FAX 0721 - 25 - 9037